

○水防活動に従事する職員の勤務時間に関する要綱

平成 27 年 8 月 19 日

人第 458 号

最終改正 令和 3 年 3 月 30 日

第 1 趣旨

この要綱は、水防活動に従事する職員が、災害の発生状況等に応じてきわめて長時間にわたる勤務を行う必要がある状況に鑑み、当該職員の勤務時間を弾力的に割り振ることにより、当該職員の負担を軽減することを目的として、当該職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 勤務時間の指定

1 所属長は、職員の勤務時間に関する規程（昭和 27 年訓令第 18 号。以下「勤務時間規程」という。）附則第 5 項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年人事委員会規則 13 - 18）第 1 条の 5 第 3 項の規定により申告を考慮して勤務時間を割り振られる職員を除く。以下「対象職員」という。）から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の勤務時間を(1)の場合にあっては午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで、午前 10 時から午後 6 時 45 分まで、午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで又は午前 11 時から午後 7 時 45 分まで、(2)の場合にあっては午後 1 時から午後 9 時 45 分まで、(3)の場合にあっては午前 0 時から午前 8 時 45 分まで（以下「水防活動に伴う特例勤務時間」という。）とすることができる。

(1) 勤務時間に引き続き、勤務時間外に水防活動に従事することが見込まれる場合

(2) 勤務時間に引き続き、勤務時間外に水防活動に従事することが明らかな場合

(3) 勤務時間外に水防活動に従事し、当該水防活動が翌日の午前 8 時 30 分以降まで継続することが明らかな場合

2 対象職員は、水防活動に伴う特例勤務時間の申出をする場合は、原則としてその指定を受けようとする日の前日までに、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、水防活動に伴う特例勤務時間申出書（様式第 1 号）を所属長に提出することができる。

- 3 水防活動に伴う特例勤務時間の申出は、原則として各日ごとに事前に行うものとし、各日を単位として申出をすることができるものとする。
- 4 所属長は、対象職員から水防活動に伴う特例勤務時間の申出があった場合には、公務の運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合を除き、水防活動に伴う特例勤務時間を指定しようとする日の前日までに、各日を単位として指定するものとする。
- 5 所属長は、公務の運営に支障が生ずるおそれがあるかどうかの判断を行うに当たっては、当該対象職員の業務内容及び業務量等を総合的に勘案するものとする。

第3 勤務時間の指定の取消し

- 1 対象職員は、水防活動に伴う特例勤務時間の指定の取消しを希望する場合には、総務事務システムにより所属長に申し出るものとする。ただし、これにより難しい場合は、水防活動に伴う特例勤務時間指定取消簿（様式第2号）を所属長に提出することができる。
- 2 所属長は、業務の都合上必要と認めるとき又は水防活動に伴う特例勤務時間が指定されている職員から指定の取消しの申出があったときは、既に行った水防活動に伴う特例勤務時間の指定を取り消すことができるものとする。
- 3 勤務時間の指定の取消しは、原則として、取り消そうとする日の前日までに行うものとする。

第4 勤務時間の指定の明示

所属長は、所属対象職員の勤務時間の指定状況について、総務事務システムを利用して当該職員に明示するものとする。

第5 週休日の振替等

所属長は、週休日に所属対象職員を水防活動に従事させる必要がある場合には、この要綱の趣旨を踏まえて、柔軟に週休日の振替等を行うこと。

第6 休憩時間

所属長は、水防活動に伴う特例勤務時間を指定する場合には、勤務時間を指定する対象職員に対し、勤務時間の途中に1時間の休憩時間を与えなければならない。

第7 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。